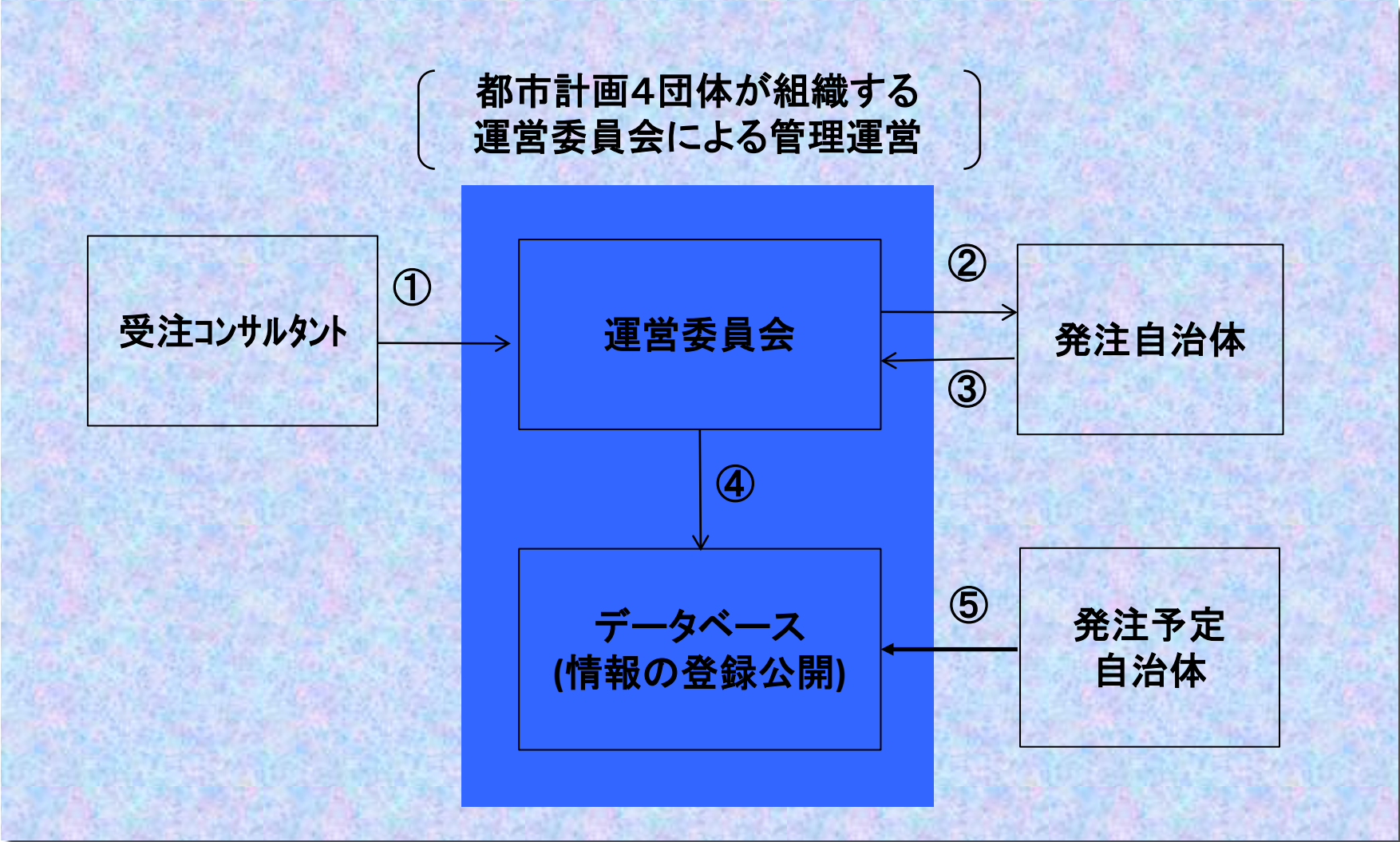


都市計画コンサルタント優良業務 登録事業（略称：ejob事業） について

ejob事業運営委員会メンバー

柳沢 厚

ejob事業 スキーム図




ejob事業とは？

コンサルタントの個々の仕事の質を評価し、優良なものについて、評価結果を公表する事業
(都市計画4団体が協力して実施)

評価対象＝個々の仕事(業務内容)
≠会社・人(技術者)

本事業の目的は？

- コンサルタントの刺激・励み
 - 発注自治体に良質な情報を提供
→適切な発注業務への足がかり
- 
- コンサルタント業務の質的向上

誰が評価するか？

コンサルタントの依頼に基づき、
発注自治体職員（複数）
に評価をお願いする

調査を企画し、作業内容について一緒に悩み・
検討した職員の満足度を「客観的」に表現する
もの

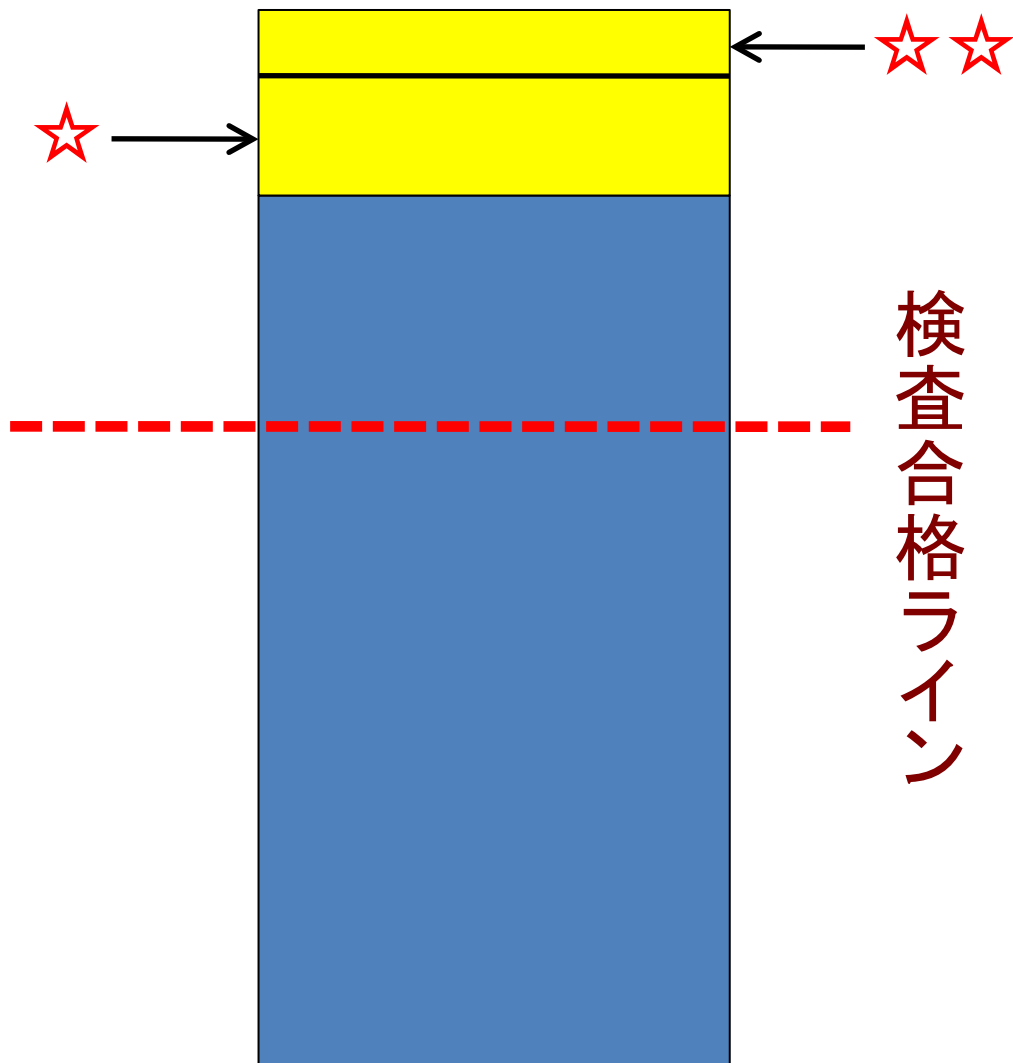
評価の方法は？

予め定められた基準に基づき評価
(評価結果の表示)

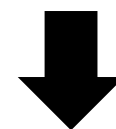
優れている業務→★

特に優れている業務→★★

特長：平均点をかなり超えた業務(概ね5段階評価の4.5以上)のみ★印



公開対象は検査合格業務の半数以下のイメージ



☆がない評価でも決して悪いわけではありません

登録及び公開方法は？

★印のほか、会社名、担当技術者名、
業務分野、発注者名等が
(公財)都市計画協会のホームページ
上の**データバンク**に公開され、
誰でも見ることができます

「ejob事業」で検索できます

国交省の研究会報告でも注目 されています

都市計画関連ビジネス研究会報告(2016年8月)

座長: 中井 検裕 (東工大教授)

委員: 久保田 尚 (埼玉大教授)

中川 雅之 (日大教授)

平野 隆之 (福祉大教授)

荒井 俊之 (東京都部長)

服部 年明 (商店街支援C)

柳沢 厚 (C-まち計画室)

松原 悟朗 (都市計画コンサルタント協会 会長)

谷口 守 (筑波大教授)

高見 公雄 (法政大教授)

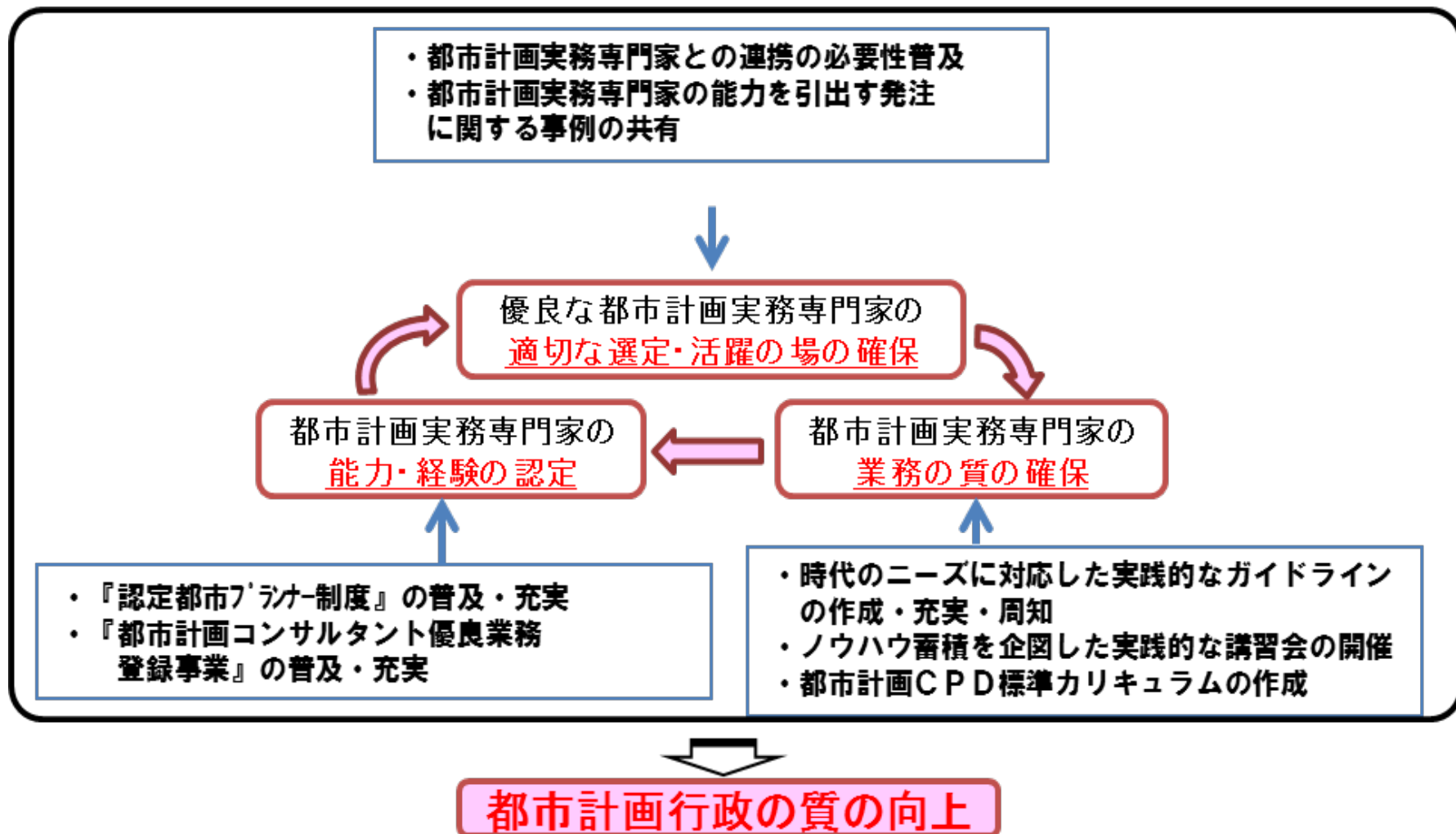
今井 龍一 (東京都市大準教授)

氷山 國博 (熊本市局長)

佐藤 健正 (市浦H&P顧問)

竹内 直文 (日建設計顧問)

質の高い都市計画行政を推進するための好循環



本事業成功の鍵は協力自治体の確保

本年7月11日時点の協力自治体数
70団体

〔 4県、5政令市、5特別区、
55市、1町 〕

データバンクの充実には多数の
協力自治体の確保が不可欠

自治体へのアプローチ方法

- A 運営委員会メンバーのコネ活用
- B 行政の連絡会議等の活用
- C 運営委員会名のダイレクトメール
- D 受注者(コンサルタント)からの紹介

「D」のコンサルタントの皆さんからの 紹介が今後の鍵

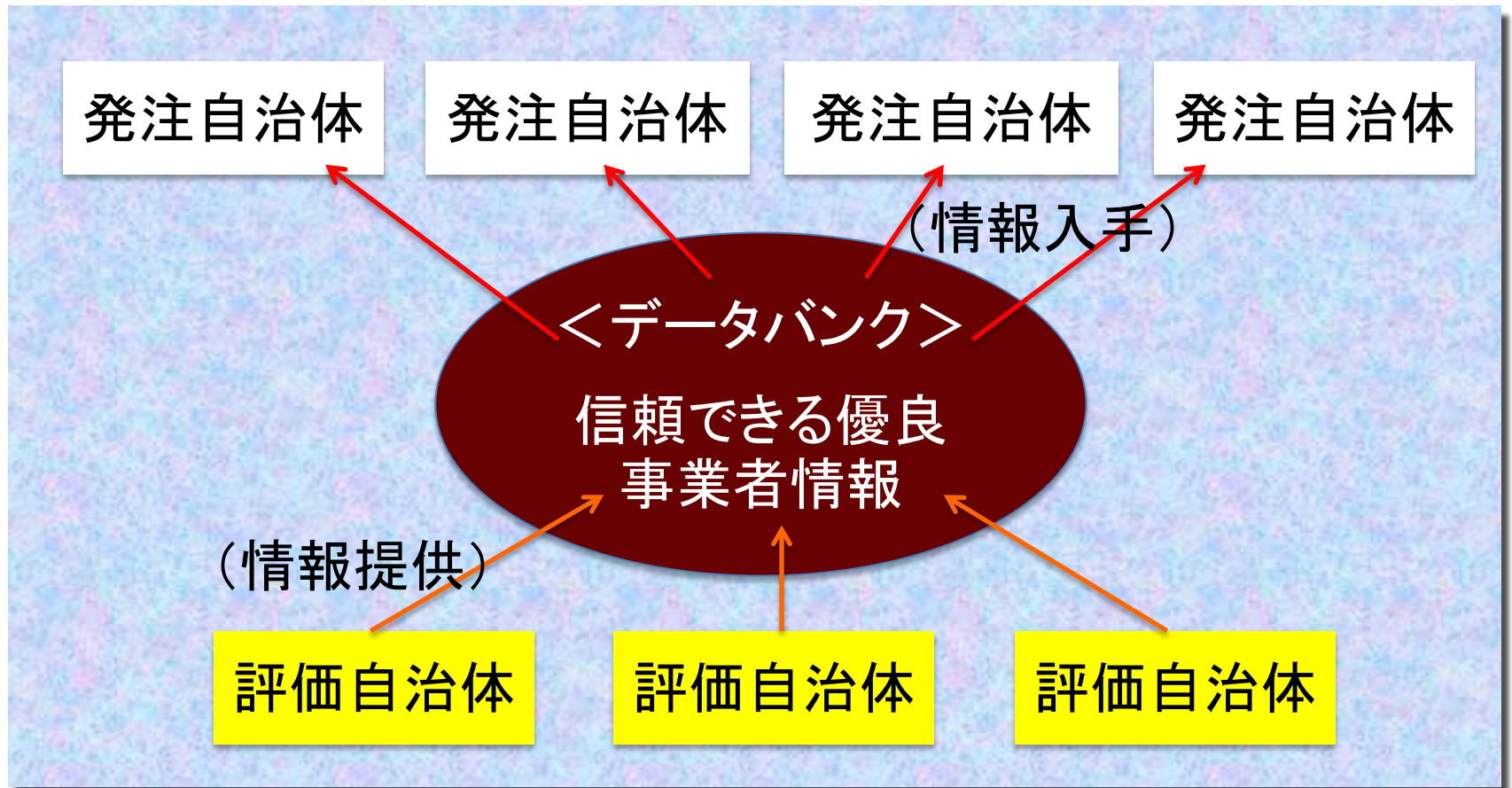
＜その場合の手順＞

- ① 評価希望案件の発注自治体を事務局に連絡
- ② 事務局から当該自治体に働きかけ
(可能であれば受注者側からも働きかけ)
- ③ 自治体からの返事を待って「了解」であれば、
評価依頼手続きへ

具体案件があると自治体は検討し易いようです

自治体の懸念事項①

自治体としてのメリット（協力する大義名分）は？



欲しい情報を共同して蓄積する作業

自治体の懸念事項②

評価自治体の責任問題は発生しないか

評価の仕組一定められた基準・方法で自治体職員が評価し、優良と評価されたものが公表される一を了解したコンサルタントが依頼するので、善管注意義務を怠らない限り、責任が問われる事態は想定できない

先行する成績評定制度との関連をどう考えるべきか

(同一業務が2つの仕組の評価を受ける場合)

両者は目的や評価基準に明確な違いがあるが、業務内容の質を評価する点では共通
→両者の評価結果に矛盾が生じないような配慮が必要→例えば、成績評定で一定レベル以上の業務についてのみ本事業の評価対象とするなど

本年度から本格実施開始

①受付期間

本年7月末日（協力自治体リスト掲載自治体向け案件）

その他自治体向け案件は、当該自治体が協力表明をしてから2ヶ月以内

②評価対象案件

事業要項第4条に規定する事業

昨年度案件（自遺体の了解が得られた場合は一昨年度案件も）